

**長岡京市の歴史文化「7つのものがたり」周遊イベント実施支援業務
企画提案書提出要請書**

1.業務の概要

(1) 業務名

長岡京市の歴史文化「7つのものがたり」周遊イベント実施支援業務

(2) 業務の目的

本市の文化財・歴史文化を次世代に継承するため、市内の文化財及び関連施設を周遊するイベントを実施する。「長岡京市文化財保存活用地域計画」で重点事業に位置付けられている歴史資料展示室の完成（令和8年度予定）に向け、市内一円を大きな博物館に見立てる「まちなか博物館ネットワーク」構想を具現化する手段の1つとして、市民及び市外からの来訪者に対し、同計画でまとめた歴史文化の特徴「7つのものがたり」の魅力を発信していく。

(3) 委託業務内容

長岡京市の歴史文化「7つのものがたり」周遊イベント実施支援業務仕様書（以下、「仕様書」という。）のとおり。

※仕様書は成果として求める最低限の内容を参考として示すものであり、企画提案の内容を制限するものではない。また、仕様書は本委託業務プロポーザル実施時の内容であり、優先交渉権者が決定した後、提案書の内容を反映し変更する可能性がある。

(4) 履行期間

契約締結日から令和8年3月27日まで

(5) 提案上限額

8, 198, 960円（取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を含む）

(6) 注意事項

本件プロポーザルにおける契約相手方の候補者特定は、令和7年5月9日（金）に行われる「令和7年度長岡京市文化財保存活用推進会議」での可決を条件として実施するものであり、当該案件が否決された場合は、本件を取りやめるものとする。

2.参加資格要件

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当するものでないこと。

(2) 長岡京市契約規則（昭和55年1月16日規則第2号）第5条の規定する競争入札等有資格業者名簿に登録されている者。ただし、長岡京市競争入札有資格者名簿に登録されていないものであっても、様式第3号で示す参加資格要件確認資料を参加表明書に添付するこ

とにより、参加することができる。

- (3) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第3条又は第4条の規定に基づき都道府県が指定した暴力団等の構成員を役員、代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用していないもの。
- (4) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者でないこと。ただし、会社更生法にあっては更生手続開始の決定、民事再生法にあっては再生手続開始の決定を受けている者は除く。
- (5) 国税、都道府県民税及び市町村民税を完納していること。

3. 失格要件

参加表明書を提出してから受託者が決定されるまでの間に、次のいずれかに該当したときは、失格又は審査の対象より除外する。

- (1) 参加資格要件を満たさないこととなったとき
- (2) 長岡京市競争入札等参加資格の停止に関する要綱（平成23年4月1日施行）別表第1又は別表第2に掲げる指名停止事項に該当すると認められるとき
- (3) 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていないとき
- (4) 一つの参加事業者が複数の提案を行ったとき
- (5) 提案書等の作成にあたり、第三者の著作権を侵害する提案をしたとき
- (6) 参加表明書又は提案書等に虚偽の内容が記載されているとき
- (7) 審査の公平性に影響を与える行為があったとき
- (8) 著しく信義に反する行為があったとき
- (9) その他業務の履行が困難と認められる状態に至ったとき

4. スケジュール

公募期間	令和7年5月1日（木）～令和7年5月19日（月）
質疑の受付	令和7年5月1日（木）～令和7年5月12日（月）
質疑の回答	令和7年5月15日（木）予定
参加表明書の提出期間	令和7年5月1日（木）～令和7年5月19日（月）
参加資格審査結果通知	令和7年5月21日（水）発送予定
企画提案書の提出期間	令和7年5月21日（水）～令和7年5月28日（水）
ヒアリングの実施	令和7年6月4日（水）
特定及び非特定通知	令和7年6月10日（火）発送予定
契約の締結	令和7年6月20日（金）予定

5. 応募手続きに関する事項

(1) 提出資料

- ア 参加表明書（様式1号）
- イ 同種業務受託実績書（様式2号）
- ウ 参加資格要件確認資料（様式3号、参加資格要件添付資料No.1、同No.2、同No.3）
※ウは令和7年度長岡京市競争入札等有資格業者名簿に登録の無い事業者のみ
- エ 会社等の事業概要が分かる資料（様式任意）

(2) 提出期限等

- ア 日時：令和7年5月19日（月）午後5時必着（土曜・日曜・祝祭日を除く）
- イ 部数：各1部
- ウ 方法：持参又はファクシミリ、郵送、電子メールにより提出すること。（郵送の場合、必着）
- エ 場所：文化財保存活用推進会議事務局（長岡京市文化財保存活用課）
- オ 住所：長岡京市天神4丁目1番1号 図書館3階
電話：075-954-3557
FAX：075-954-8500
メール：bunkazai@city.nagaokakyo.lg.jp

6. 質疑の受付及び回答

- (1) 質疑がある場合は、質疑書（様式第5号）により、令和7年5月12日（月）正午までに5(1)の提出場所まで持参、郵送、ファクシミリ又は電子メールにより提出するものとする。
- (2) 質疑に対する回答は、令和7年5月15日（木）までに長岡京市役所ホームページで公開する。

7. 参加資格審査結果通知について

- (1) 令和7年5月21日（水）に、参加資格審査結果通知をEメールにより送付する。資格ありの結果通知を受け取った事業者は、「8 企画提案書作成上の基本事項」に記す期限までに必要書類を提出すること。
- (2) 6者以上の参加表明があった場合、実績等を勘案の上、参加要請者を5者程度に選定する。参加要請者に対しては、その旨を通知し、提案書の提出を要請する。一方、選定されなかった者に対しては、その旨と理由を通知する。

8. 企画提案書作成の事項

(1) 提出資料

ア 企画提案書提出届（様式第4号）

イ 企画提案書

- ・ 企画提案は、長岡京市の歴史文化「7つのものがたり」周遊イベント実施支援業務について提案を求めるものであり、成果の一部を求めるものではない。
- ・ 企画提案書の様式は任意とするが、文字サイズは11ポイント以上とする。
- ・ 企画提案書の必須記載事項は、以下のとおりとする。

① 会社概要

- ・ 設立年月日、資本金、従業員数、沿革、当該事業実績など

② 業務に取り組むにあたっての基本方針

- ・ 本業務に対する基本的な考えについて

③ 事業体制

- ・ 主として業務に携わる人物の経歴とこれまでの実績、役割など

④ 実施スケジュール

⑤ 提案

- ・ コンセプトやテーマ
- ・ 各事業における、歴史文化への興味を主体的に深められる手法やコンテンツについて、アイデアやこれまでの実績による提案
- ・ 本市の歴史文化の魅力を発信する工夫
- ・ 提案するデジタルコンテンツのシステム概要

⑥ 本業務を進めるにあたって特に重要と考える視点、自社の強み

ウ 見積書及び積算内訳

① 見積書は任意様式とする。

② 見積金額には仕様書（案）及び提案事項を実現するために必要な一切の経費を含むこと。

エ ワークライフバランス等に係る認定企業であることが確認できる書類

えるぼし・くるみん・ユースエールの認定企業である場合は、そのことが確認できる資料を提出すること。（厚生労働省の認定企業公表HPの写しなど）

(2) 提出期限等

ア 日時：令和7年5月28日（水）午後5時必着（土曜・日曜・祝祭日を除く。）

イ 部数：アは1部、イ～エは6部

ウ 方法：持参又は郵送により提出すること（ファクシミリ又は電子メールによるものは受け付けない。）。

エ 場所：5(2)オに同じ。

(3) 企画提案書の内容に関する留意事項

10「評価基準」のとおり

(4) 委託契約金額

8,198,960円(取引にかかる消費税及び地方消費税相当額を含む)を上限とする。

(5) 企画提案書の無効

提出書類について、この書面及び別添の書式に示された条件に適合しない場合は、無効とする。

9. プレゼンテーション及びヒアリング

(1) 実施日時等

ア 実施場所：長岡京市立図書館3階 大会議室

イ 実施日：令和7年6月4日(水)

ウ 開始時間：別途通知(参加資格審査結果通知に記載)

エ 時間配分：プレゼンテーションは1者につき20分程度とし、ヒアリングは10分程度とする。

オ 出席者：本業務の予定担当者等とし、1者あたりの出席人数は3名以内とする。

カ 実施方法：提出した企画提案書を使用し、企画提案について口頭で説明を行うこと。
なお、スクリーン、プロジェクターは配備しているが、その他プレゼンテーションで使用する機材は準備すること。また、プレゼンテーション及びヒアリング時の追加資料は受理しない。ただし、パワーポイント等投影するものについては、その限りではない。

※プレゼンテーション及びヒアリングは審査委員会が行い、庶務担当者が同席する。

(2) 失格事由

以下に掲げる事項のいずれかに該当するものは失格とする。

ア 提出した書類に虚偽の内容を記載した場合

イ 提案上限額を超える提案を行った場合

ウ 審査委員に対して、直接、間接問わず、故意に接触を求めた場合

エ 他の参加者と企画提案の内容又はその意思について相談を行った場合

(3) 特定方法

ア 失格者を除いた者のうち、総合点が配点の6割以上であり、かつ、最も高い者を、契約相手方の候補者として特定する。

イ アにおいて、最も総合点が高い者が複数の場合は、評価項目「提案・アイデア」の評価が最も高い者を特定する。

- ウ イにおいて、優劣がつかない場合は、見積金額が安価な者を候補者として特定する。
 エ 参加者が1者となった場合は基準点を設け、基準点に満たない場合は選定しない。

10. 企画提案書を特定するための評価基準

企画提案書の評価項目及び配点等は、次のとおりである。

評価項目	評価の着目点	配点
企画提案書全般	業務目的を的確に把握しているか	10
	本事業に必要な知見、専門知識、ノウハウを有しているか	10
	現状の課題及び本市地域について、具体的かつ適切に理解しているか	5
提案・アイデア	文化財保存活用推進会議の要請する内容を満たし、市内、市外からの来訪者等、幅広い対象に参加してもらうための工夫がなされているか	15
	「7つのものがたり」との関連性はあるか	5
	参加者が主体的に歴史文化に興味関心を持ち、深められるような手法が取り入れられているか	10
	歴史文化の魅力を次世代につないでいく視点に立った提案がなされているか	5
	提案・アイデアに創造性や人を惹きつける魅力があるか	5
	提案・アイデアの実現の可能性はどうか	10
	広報手段は適切か	5
実施体制	業務を安定的に遂行する実施体制を有しているか	5
	スケジュール配分は妥当なものか	5
小計（主観的項目）		90
地元事業者優先発注	長岡京市内本店または支店の事業者	7
	上記以外の事業者	0
ワークライフバランス等の推進	えるぼし認定企業	1
	くるみん認定企業	1
	ユースエール認定企業	1
	上記以外の事業者	0
小計（客観的項目）		10
合計		100
参考見積額	本業務の提案価格（参考見積金額）について ※実施要領記載の提案上限額を超えていないか確認する	—

11. 特定結果通知について

- (1) 令和7年6月10日（火）頃に特定する。
- (2) 企画提案書を特定したものには契約予定者として特定通知書を、特定しなかったものには非特定通知書を電子メール及び書面にて送付する。
- (3) 契約予定者への通知は、契約内容等の詳細についての打合わせを実施する旨及び双方の合意を条件として特定業者を決定する旨を付記して通知する。契約に際し、契約予定者と合意が得られない場合は、上記9(3)の総合評価点の次点者を契約予定者とする。

12. 非特定に関する事項

- (1) 企画提案書が特定されなかった旨の通知を受けた者は、通知をした日の翌日から起算して7日（休日を含まない。）以内に書面により、長岡京市長に対して非特定理由について説明を求めることができる。
- (2) 上記(1)に対する回答は、説明を求めることができる最終日の翌日から起算して10日以内にEメールにより行う。
- (3) 持参又はファクシミリ、郵送、電子メールにより提出すること。（郵送の場合、必着）
- (4) 提出場所は、5(2)オに同じ。

13. 業務委託契約に関する事項

(1) 契約の締結

最優秀提案者と業務委託契約に係る詳細内容の協議を行う。ただし、最優秀提案者が下記のいずれかに該当し、業務委託契約ができない場合は、上位の者から順に相手先として再特定を行う。

ア 特定後に参加資格要件及び業務の実績に関する条件を満たさないことが明らかになったとき

イ 見積徴取の結果、契約締結ができなかったとき

ウ 本業務委託契約の締結を辞退したとき

エ その他の理由により本業務委託契約の締結が不可能になったとき

(2) 業務委託の仕様及び条件

ア 本業務の仕様については、仕様書（案）及び企画提案書に記載された内容を尊重し、本会において定める。

イ 提出書類に記載した予定担当者は、特別の理由により本会がやむを得ないと認める場合を除き、原則変更できないものとする。

(3) 契約保証金

免除

(4) 支払い条件

ア 前払金 無

イ 部分払 無

(5) 違約金

見積書が提出され随意契約の相手方として決定した後に、契約を締結しないときは、決定金額の100分の5相当額の違約金を徴収する。

14. その他留意事項

- (1) 手続において使用する言語・通貨及び単位は、日本語・日本円、計量法（平成4年法律第51号）に定める単位とする。
- (2) 企画提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 本プロポーザルに係る事前説明会は開催しない。
- (4) 提出された企画提案書は返却しない。なお、提出された企画提案書は、企画提案書の特定以外に提出者に無断で使用しない。
- (5) 審査内容や審査経過については、公表しない。
- (6) 参加を辞退した者は、これを理由として以後の選定等について不利益な取扱いを受けることはない。
- (7) 提案書に虚偽の記載を行った場合は、当該提案書を無効とするとともに、虚偽の記載をした者に対して指名停止の措置を行うことがある。